（その１）

収支報告書

令和元年分
（　　開催分）

（ふりがな）　おおのけいたろうこうえんかい

1 政治団体の名称　大野敬太郎後援会

2 主たる事務所の所在地　香川県丸亀市土器町東１－１２９－２

3 代表者の氏名　（姓）内海　（名）武彦

4 会計責任者の氏名　（姓）城本　（名）宏

事務担当者の氏名　（姓）大谷　（名）まゆみ

（電話）03-3508-7132

（電話）

（電話）

（電話）

受付
-2.5.27
香川県選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）大野　（名）敬太郎
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,942,810
（前年からの繰越額）	538,410
（本年の収入額）	1,404,400
支　出　総　額	1,481,035
翌年への繰越額	461,775

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	404,400	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,404,400	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,404,400	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	大野功統	404,400	R1/5/30	香川県観音寺市豊浜町和田浜1342	無職	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	404,400				
	その他の寄附	0				
	合　　計	404,400				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	フォーラムＫ	500,000	R1/6/7	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1211号室	大野敬太郎	
2	フォーラムＫ	500,000	R1/11/15	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館1211号室	大野敬太郎	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,000,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	1,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	567,565	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	913,470	0	
小計	1,481,035	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	0	0	
合計	1,481,035		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電力代　12月分	10,438	H31/1/4	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
2	電気代　12月分	24,576	H31/1/4	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
3	電力代　1月分	13,604	H31/2/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
4	電気代　1月分	33,121	H31/2/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
5	電力代　2月分	11,129	H31/3/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
6	電気代　2月分	26,050	H31/3/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
7	電力代　3月分	10,399	H31/4/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
8	電気代　3月分	24,354	H31/4/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
9	電力代　4月分	10,298	R1/5/7	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
10	電気代　4月分	24,109	R1/5/7	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
11	電力代　5月分	10,285	R1/5/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
12	電気代　5月分	21,140	R1/5/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
13	NHK受信料	24,770	R1/6/26	日本放送協会	香川県高松市錦町1-12-7	
14	電力代　6月分	10,740	R1/6/28	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
15	電気代　6月分	24,021	R1/6/28	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
	この頁の小計	279,034				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	電力代　7月分	17,970	R1/7/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
17	電気代　7月分	42,673	R1/7/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
18	電力代　8月分	18,773	R1/8/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
19	電気代　8月分	32,430	R1/8/30	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
20	電力代　9月分	12,797	R1/10/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
21	電気代　9月分	27,728	R1/10/1	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
22	電力代　10月分	11,281	R1/10/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
23	電気代　10月分	26,163	R1/10/31	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
24	電力代　11月分	10,365	R1/11/29	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
25	電気代　11月分	20,488	R1/11/29	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
26	電力代　12月分	10,914	R1/12/27	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
27	電気代　12月分	23,275	R1/12/27	四国電力㈱	香川県高松市丸の内2-5	
28						
	この頁の小計	254,857				
	その他の支出	33,674				
	合計	567,565				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	電話代　1月分	12,563	H31/1/21	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
2	電話代　2月分	12,166	H31/2/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
3	電話代　3月分	11,850	H31/3/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
4	浄化槽管理料	12,000	H31/4/16	中讃浄化槽サービス	香川県仲多度郡琴平町榎井181-9	
5	電話代　4月分	11,998	H31/4/22	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
6	電話代　5月分	12,462	R1/5/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
7	事務所家賃	600,000	R1/5/30	大野功統	香川県観音寺市豊浜町和田浜1342	
8	電話代　6月分	12,515	R1/6/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
9	電話代　7月分	12,148	R1/7/22	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
10	電話代　8月分	12,247	R1/8/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
11	電話代　9月分	11,928	R1/9/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
12	政治資金監査報酬	74,520	R1/10/7	登録政治資金監査人　秋山佳弘	香川県丸亀市新田町18-1	
13	電話代　10月分	10,999	R1/10/21	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
14	電話代　11月分	13,227	R1/11/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
15	電話代　12月分	12,972	R1/12/20	NTTファイナンス㈱	東京都港区港南1-2-70	
	この頁の小計	833,595				
	その他の支出	79,875				
	合計	913,470				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　11日

政治団体の名称　大野敬太郎後援会

会計責任者の氏名　城本　　宏　　印

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和　2年　5月11日

大野敬太郎後援会
代表　内海武彦　殿

登録政治資金監査人　秋山佐彦　
登録番号　第１３５０号
研修修了年月日　平成２１年　5月１９日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、大野敬太郎後援会の令和元年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を 報告することにある。

（4）この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断し、大野敬太郎後援会の主たる事務所（香川県丸亀市土器町東1-129-2）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

大野敬太郎後援会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、大野敬太郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以　上